

法規

1. 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の免許を受けないで、漁船に船舶局を開設してはならない。
2. 沿岸漁業の小型漁船の船舶局の免許の有効期間は、免許の日から7年である。
3. 船舶局の発射する電波の質は、総務省令で定めるところに適合していなければならない。
4. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力5ワットの無線電話で25,010キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作を行うことができる。
5. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力10キロワットのレーダーの技術操作を行うことができる。
6. 船舶局は、いかなる場合でも、免許状に記載された通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
7. 船舶局は、緊急通信を行う場合を除き、他の無線局にその運用を妨げるような混信その他の妨害を与えてはならない。
8. 電波法では、何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用することを禁止して、無線通信の秘密を保護している。
9. 無線電話により通信を行うときは、その出所を明らかにしなくてもよい。
10. 漁船の船舶局は、海岸局に至急漁況を連絡する必要があるときは、他の通信に混信を与えるおそれがあっても呼出しを行うことができる。
11. 船舶局は、自局に対する無線電話による呼出しを受けたときは、直ちに応答しなければならない。
12. 船舶局の無線電話による呼出しは、次の事項を順次送信して行う。  
自局の呼出名称3回、相手局の呼出名称3回
13. 船舶局は、無線電話により自局に対する呼出しを受けた場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答する。
14. 試験電波の発射は、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければ、行ってはならない。
15. 船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
16. 船舶局の無線電話による遭難呼出しは、次の事項を順次送信して行う。  
「遭難」又は「メーデー」3回、「こちらは」1回、遭難船舶局の呼出名称3回
17. 船舶局は、「緊急」又は「パン パン」を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少なくとも1分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。
18. 無線従事者が電波法に違反すると、その免許を取り消されるか、又は3か月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある。
19. 電波法の規定に違反して運用した船舶局を認めたとき、免許人は、総務省令で定める手続によりその船舶の所属する海岸局の局長に通知しなければならない。
20. 免許状は、無線局に備え付けておかなければならない書類である。